○公共桝新設の流れ

事前相談

・　申請を提出する前に生活環境課に相談をお願いします。
相談を受けて接続可能か確認をいたします。
(宅内配管の計画図面があれば持参ください。)

設置申請書の提出

1．新規加入申請書、2．下水道施設自費工事承認願書　3．行為許可申請書
4．位置図　5．平面図　6．縦断図　7．使用材料書　8．見積書の写し
9．埋設物確認書類　１０．関係機関との協議資料　１１．その他

・　上記の提出物を本人控、施工業者控、役場控の３部提出してください。
※許可時に2部(本人控、施工業者控)を返却します。

公共桝設置の許可

・　1．下水道新規加入許可通知書、2．下水道行為許可書
3．受益者負担金納付書
・　公共桝設置の許可が下りれば、上記の書類を
お渡ししますので、確認してください。
・　許可後に工事を行ってください。

公共桝設置工事

※変更があれば、事前に役場へ相談してください。

工事完了

・　1．下水道施設自費工事完了届
2．出来形（図面、数量、写真）

・　工事完了後、すみやかに上記の完了書類を提出して
完了検査を受けてください。

・　受益者負担金の納付確認後に検査をします。

公共桝完了検査

・　役場より下水道施設成工認定通知を発行します。

・　成功認定後、宅内配管工事の申請、工事ができるようになります。